

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年7月5日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人東山やすらぎの会

### (2) 代表者の氏名

杉本 裕好

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区今熊野剣ノ宮町33番地の18

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,生活に不安や不便を抱える高齢者に対して,近隣の人々と交流しながら支えあい,その人らしさが尊重され,楽しくいきがいをもって暮らすことができるように,地域サロンや会食の場の提供,配食サービスを行う。また,高齢者の住まいの改善や管理,転居など多面的な高齢者住宅支援事業を行う他,主に一人暮らしで生活に不安や不便を抱える高齢者が,比較的低廉な料金でお互いの自主性を尊重した共同生活を営むことができる高齢者生活共同運営住宅(グループリビング)を設立・運営することで,高齢者が住み慣れた地域で,安心して住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年6月28日

(文化市民局地域自治推進室)